

会社を作るメリット・デメリット

行政書士篠原たかゆき事務所

著作 篠原 孝幸

Copyright (C) 2010～

篠原たかゆき事務所 All right Reserved

社会的信用力 法人 > 個人

✚ 不動産の賃貸借契約

個人事業主は契約者が事業者自身、保証人が別途必要 ⇔ 会社の場合は契約者が会社で保証人が代表者

✚ B to B の企業間取引の場合

取引先を法人に制限しているケース多数！

✚ 新規の求人募集

何となく・・・イメージの良さ 等々

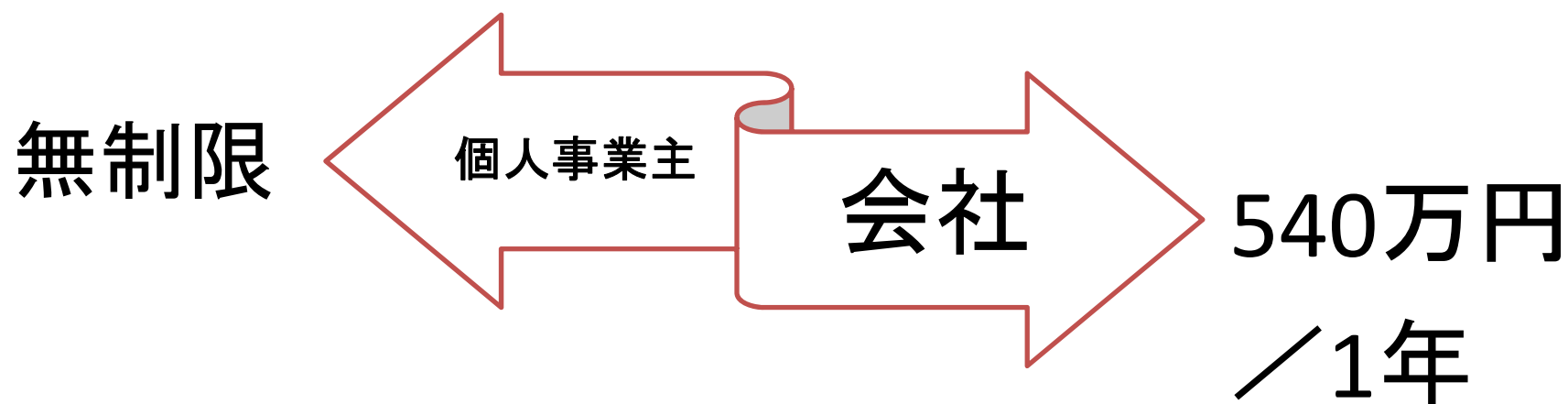
税金について （事業規模が小さい場合）

- 個人事業の「所得税」＝会社の「法人税」
- 個人事業の「住民税」＝会社の「法人住民税」
- 個人事業の「事業税」＝会社の「法人事業税」に相当

会社の場合の法人住民税の均等割は、都道府県の均等割が2万円と、市区町村の均等割が5万円と、最低7万円 ⇔ 個人事業は最低4千円

接待交際費 法人<個人

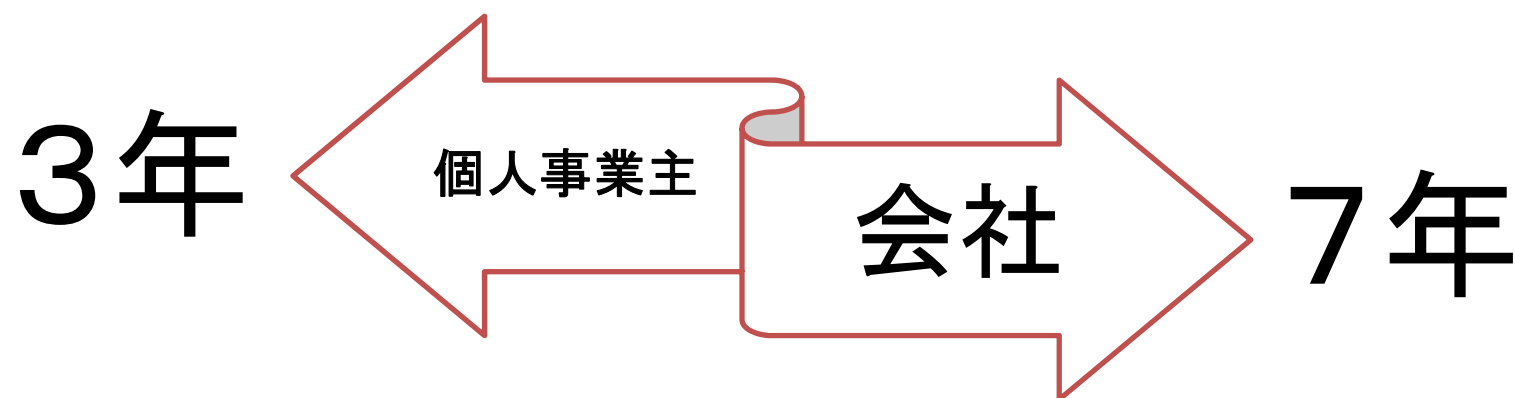
資本金が1億円以下の会社の場合...



Cf.「会議費」は参加者1人あたり5,000円以下の場合には両方とも無制限

赤字繰り越しの年数 法人 > 個人

あまり大きな赤字は望ましくはありませんが...



社会保険料

費用面のみだと会社<個人だが・・・

- 個人事業は国民健康保険＋国民年金で年額がどんなに多くても80万円位が上限（収入額には関係なし）
- 会社の場合は健康保険＋厚生年金で月額報酬30万円で計算すると、年額が100万円超さらに、賞与などがあると、その分の保険料もプラスされる。

ただし.....

- 国民健康保険、国民年金は個人単位で1人に対して保険料がかかる
- 健康保険、厚生年金保険は年収130万円未満の家族は被扶養者となることができる
- よって.....保険料比較は「家族単位」で考えるべき！
- 更に健康保険には怪我や病気の際の「傷病手当金」、出産の際の「出産手当金」がある ⇔ 国民健康保険にはない

事業の資産の安全性

- 会社 > 個人事業

⇒理由1)

会社のお金 ≠ 役員の人件費、給与等～全く別々のもの
(所有と経営の分離)

⇒理由2)

個人事業の場合は相続、離婚等の事件が起こったら事業用資産の流出が起こる

事業承継の容易さ

• 会社 > 個人事業

⇒理由1)

経営者が死亡した際に事業主の資産が凍結されない

⇒理由2)

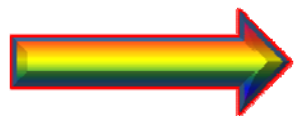
行政の許認可が必要な場合は、後継者に許可の効力の引き継がされずに再度の許可取得が必要といった問題が生じたりはしない

競争と利益に反する行為の禁止 法人<個人

- 他の会社の役員に名を連ねる(名義貸し)
 - 会社から低金利でお金を借りる
 - 会社を高金利でお金を貸す
 - 会社の資産を安価な価格で購入
 - 会社へ資産を圧倒的に高い価格で売却
 - 事業の経営判断ミス
- ⇒会社に損害が生じた場合は原則として賠償責任を負わされる

結局今、会社を作るべきか？

- ☑ 税金面～売上一経費で400万円以上の利益が見込める Yes No
- ☑ 社会的信用面～ご自身の事業の取引先は法人が多い Yes No
- ☑ 1人や家族経営の気楽さより、面倒でも法人にメリットを感じる Yes No



一つでも該当すればO. K !